議　事　録　抄　本

令和　８年　９月

福崎町農業委員会

令和８年９月　農業委員会議事録抄本

日　時　：　９月18日(金)　１５：００～

場　所　：　サルビア会館２階　講義室

【出席者】・・・16名

農業委員

議席番号	氏名	出欠	現地確認	議事録署名人	備考
１	山口　金丸				
２	古田　基晴	○	○		
３	加瀬澤　智昭	○			
４	小國　万左夫	○			
５	松岡　忠幸	○		○	
６	大杉　博	○		○	
７	千家　清	○			
８	植岡　洋子	○			
９	田中　初美	○			
１０	後藤　土彦				
	隅岡　誠次	○			職務代理者
	上田　隆敏	○			会長

農地利用最適化推進委員

議席番号	氏名	出欠	現地確認
１１	髙馬　政司	○	
１２	尾内　奎則	○	○
１３	伊賀　裕康	○	
１４	尾藤　和義	○	
１５	勇内　隆博	○	
１６	松岡　隆子	○	

【事務局】　　山下事務局長、薮内課長補佐、和田主事

＜案件＞

議案第20号　農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

（委員会証明）　１件

議案第21号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

（委員会許可）　４件

議案第22号　農地法第３条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

（委員会許可）　６件

議案第23号　農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について

（知事許可）　１件

議案第24号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

（知事許可）　２件

議案第25号　農地法第18条の規定による合意解約通知について

（委員会受理）　１件

議案第26号　農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

１件

報告第１号　会長専決処理規程第２条に基づく証明書の発行について

５件

（議　　長）　【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会９月定例会を開催します。

本日、山口委員及び後藤委員より欠席の連絡がございました。農業委員定数12人中10人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

（一　　同）　＜異議なし＞

（議　　長）　異議なしということで、

5番　松岡　忠幸	6番　大杉　博

委員にお願いします。本日は議案第20号から議案第26号に至る計７議案、報告事項１件について審議願います。

それでは、はじめに議案第20号　農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第20号　農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

（委員会証明）

（事務局）　４番：資料１ページをご覧ください。願出地は、西光寺公民館から東約100ｍに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。
この願出地については、昭和52年ごろから造成され宅地となっており、既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしていると考えます。
以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第20号について、現地調査済ですので報告願います。

（古田委員）　４番：現地では、宅地に囲まれていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第20号について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第20号について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第20号について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　〔賛成９：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第20号　農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明願承認　１件について、原案の内容で証明することといたします。

（議　長）　次に、議案第21号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第21号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

（委員会許可）

（事務局）　８番：資料２ページをご覧ください。申請地は、福崎町立福崎小学校から南東約250ｍに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。譲受人は町内で会社役員をしておりこの度、果樹・露地野菜を栽培するために申請が出てきております。耕うん機及び草刈り機は確保予定です。
以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第21号　８番について、現地調査済ですので報告願います。

（古田委員）　８番：現地では、草刈りされ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第21号　８番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第21号　８番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第21号　８番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　〔賛成９：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第21号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認　８番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第21号　９番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事務局）　９番：資料３ページをご覧ください。申請地は、西光寺公民館から東約100ｍに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。
この申請は、売買による所有権移転です。譲受人は[redacted]を申請地と同時購入し、今年度の１月頃から福崎町へ移住する予定です。大阪で体験農園をした際に農業に興味を持たれ宅地及び申請地が売りに出されていたのもあり申請が出てきております。草刈り機は所有しておりトラクターは譲渡人から借用する予定です。取得後は野菜を栽培する予定です。また、今回の申請に合わせて地域計画を変更しますのでご意見があればお願いいたします。
以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第21号　９番について、現地調査済ですので報告願います。

（古田委員）　９番：現地では、草刈りされ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第21号　９番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第21号　９番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第21号　９番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

＜全員挙手＞　〔賛成９：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第21号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認　９番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第21号　10番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事務局）　10番：資料４ページをご覧ください。申請地は、西大貫公民館から南東約200ｍに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。
この申請は売買による所有権移転です。譲受人は［redacted］に住んでおり購入した際に農地も購入しており、今回申請が出てきております。機械は所有しておりませんが、現在既に自家消費用野菜を栽培しております。
以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第21号　10番について、現地調査済ですので報告願います。

（古田委員）　10番：現地では、既に畑をされていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第21号　10番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第21号　10番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第21号　10番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　〔賛成９：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第21号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認　10番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第21号　11番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事務局）　11番：資料５ページをご覧ください。申請地は、文珠荘から南約100ｍに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。
この申請は売買による所有権移転です。譲受人は[redacted]であり、ゆずや梅などの果樹を栽培し経験を積みながらイチジクも栽培する予定です。
自家消費はもちろんですが檀家のみなさんにもふるまい寺院活動として農業を行っていく予定です。
以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第21号　11番について、現地調査済ですので報告願います。

（古田委員）　11番：現地では、草が刈られ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。

よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第21号　11番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第21号　11番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第21号　11番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成９：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第21号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認　11番について、原案の内容で許可することといたします。

（議　長）　次に、議案第22号　農地法第３条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第22号　農地法第３条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
（委員会許可）

（事務局）　12番･13番･14番･15番･16番：資料６～11ページをご覧ください。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。
株式会社アースリッチ川村は令和６年８月に設立された姫路市の[redacted]で活動する会社です。[redacted]に姫路市で[redacted]それまでは姫路市の[redacted]耕作されていました。農地所有適格法人ではないため解除条件付法人での貸借となります。
以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第22号　12番･13番･14番･15番･16番について、現地調査済ですので報告願います。

（古田委員）　12番･13番･14番･15番･16番：現地では、10筆ありますが、全て水稲されており、一部稲刈りもされていたことを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第22号　12番･13番･14番･15番･16番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第22号　12番･13番･14番･15番･16番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第22号　12番･13番･14番･15番･16番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　〔賛成９：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第22号　農地法第３条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認　12番･13番･14番･15番･16番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第22号　17番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事務局）　17番：資料12ページをご覧ください。申請地は、八反田公民館より西約300ｍに位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。
現在、令和６年５月から令和９年４月まで、契約がございます。令和９年４月に契約が切れてしまうため今回使用貸借権設定の申請が出てきております。貸借の期間は令和９年５月から令和１５年４月の６年間です。
以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第22号　17番について、現地調査済ですので報告願います。

（古田委員）　17番：現地では、現在、稲穂が実っていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第22号　17番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第22号　17番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第22号　17番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　〔賛成９：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第22号　農地法第３条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認　17番について、原案の内容で許可す

ることといたします。

（議　長）　次に、議案第23号　農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 23 号　農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について

（知事許可）

（事務局）　１番：資料 13･14 ページをご覧ください。申請地は加治谷公民館から東約250ｍに位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。

この申請は、地縁者住宅へ転用するものです。申請者は現在も加治谷区内に住んでおり、その家の老朽化等の理由から今回地縁者住宅建築の申請が出てきております。

以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。

議案第 23 号　１番について、現地調査済ですので報告願います。

（古田委員）　１番：現地では、少し草が生えていたことを確認しました。

現地調査班では、問題なしと判断しています。

よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第 23 号　１番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第 23 号　１番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第 23 号　１番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　〔賛成９：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第 23 号　農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認　１番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

（議　長）　次に、議案第24号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 24 号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
（知事許可）

（事務局）　７番：資料 15～17 ページをご覧ください。申請地は、塩田池から北約 600ｍに位置しています。地籍図・写真・計画図を併せてご覧ください。
この申請は売買により露天資材置場へ転用するものです。８月の委員会にて里道･水路に越境しているのではとのことで保留となっておりました。代理人及び譲受人に伝え、申請地に隣接する里道･水路の筆界点を現地に復元し地元区立ち会いのもと確認することで話がまとまりました。９月８日に地元区、譲受人及び事務局で立ち会いを行い問題ないとのことであったため、再度審議をよろしくお願いします。
以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第 24 号　７番について、現地調査済ですので報告願います。

（古田委員）　７番：現地では、指摘のあった水路には越境しておらず現地に復元されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第 24 号　７番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 24 号　７番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 24 号　７番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成９：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第 24 号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認　７番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

次に、議案第 24 号　８番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事務局）　８番：資料18ページをご覧ください。申請地は、文珠荘から南約100mに位置しています。地籍図・写真・計画図を併せてご覧ください。
この申請は売買により貸露天駐車場へ転用するものです。譲受人は[redacted]であり、駐車場が４台分ほどしか周辺になくお盆などの行事になると路上駐車をされて苦情もありました。そのため今回、申請が出てきております。造成はせず、整地のみの計画となっております。
以上です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第24号　８番について、現地調査済ですので報告願います。

（古田委員）　８番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議　長）　議案第24号　８番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第24号　８番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第24号　８番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　〔賛成９：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第24号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認　８番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

（議　長）　次に、議案第25号　農地法第18条の規定による合意解約通知について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第25号　農地法第18条の規定による合意解約通知について

（委員会受理）

（事務局）　資料19ページをご覧ください。農地法第18条の規定による合意解約通知が１件出てきており、残存小作の解約です。

（議　長）　事務局からの説明が終わりました。
議案第25号について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第25号について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第25号について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　〔賛成９：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第25号　農地法第18条の規定による合意解約通知　１件について、原案の内容で受理することといたします。

（議　長）　次に、議案第26号　農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第26号　農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

（事務局）　資料20･21ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画案の概要です。耕作権の移転を行うため意見が求められております。田2,325㎡、１件です。
以上です。

（議　長）　議案第26号　１件について、質疑はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第26号　１件について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議　長）　ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第26号　１件について、「特段の意見なし」に賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞　　〔賛成９：反対０〕

（議　長）　全員挙手でございますので、議案第 26 号　農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取　１件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

（議　長）　続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

（事務局）　報告第１号　会長専決処理規程第２条に基づく証明書について

資料 22 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を１件、耕作面積証明書を４件　計５件を発行したことを報告します。
以上です。

（議　長）　報告事項について、質疑はありませんか。

＜なし＞

＜ 15 ： 40 終了＞
○次回農業委員会開催日・・・10 月 21 日（水）15:00～
場所：役場２階　大会議室

署名人	松岡　忠幸
署名人	大杉　博